

佐賀県告示第九十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

松浦川水系内田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十三年三月十八日

三 廃川敷地等の位置

武雄市武内町大字真手野字内田二四五八番一地先から二四五六三番二地
先まで

四 廃川敷地等の種類及び面積

- (一) 種類 土地
- (二) 面積 三二六平方メートル